

工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱の制定（概要）

1. 趣 旨

近年、工場等の再編整理や拠点集約等により、本県においても大規模工場の閉鎖や移転の動きが見られ、こうした工場の移転等は地域に大きな影響を与える。

そのため、一定規模の工場における生産機能の廃止に伴い生じた敷地について、周辺環境と調和した適切な再利用を進める仕組みを整備する。

2. 要綱の概要

（1）目 的

県内工場の移転等により生じる敷地の再利用について、移転等を行う事業者に対して適切な対応を促すことにより、都市機能との調和及び地域産業の持続的な振興を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

（2）対象事業所

生産設備の移設・撤去、又は敷地・建物の譲渡・貸付等により、概ね2ヘクタール以上の敷地面積の生産機能が廃止される工場。

（3）制度内容

移転事業者から、移転等に係る届出書、及び敷地利用に係る計画書等の提出を求め、当該事業者と地元市町との協議を促すとともに、学識者等で構成する委員会等の意見を必要に応じて聴取し、計画内容にかかる県の意見を通知する。

<スキームの概要>

- ① 移転事業者は、工場移転の決定後、速やかに届出書を県に提出。
- ② 移転事業者は、敷地再利用計画について、地元市町長との協議を行うものとする。
- ③ 移転事業者は、移転実施予定日の6月前までに、敷地再利用計画書を県に提出。
- ④ 県は、学識者等で構成する「工場敷地再利用審議委員会」等の意見を必要に応じて聴取し、移転事業者に対し意見を通知。
- ⑤ 県の意見を受け、修正された計画書の内容について、都市機能との調和を図ることができず、地域産業の持続的な振興に著しい支障が生ずると認める場合等には、委員会の意見を聴取した上で、移転事業者に対し必要な措置を講じるよう勧告することができる。当該勧告に従わない場合には事業者名等を公表することができる。

（3）その他

要綱施行までに既に行われた移転等には適用しない。

3. 施行日

平成23年9月5日